

【皆伐の具体的な方法】

皆伐とは、伐採区域の森林を構成する立木の全部又は大部分を伐採する方法で、本計画においては、主伐のうち択伐、漸伐以外とします。

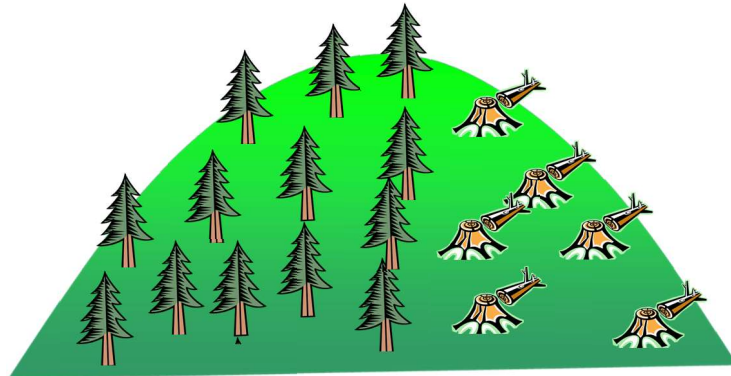
皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮するとともに、適切な更新を図るため、おおむね20haの伐採面積ごとに保残帯(皆伐時に次の伐期まで帯状に林木を残す場所)を設けることとします。

なお、連続する1か所当たりの伐採面積が、20haを超えないこととします。

ただし、皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散化を図るよう努めることとします。

1haを超える皆伐に関して、傾斜、地質、災害歴を考慮し、必要に応じて有識者による現地調査や意見を取り入れることとします。

【皆伐のイメージ図】

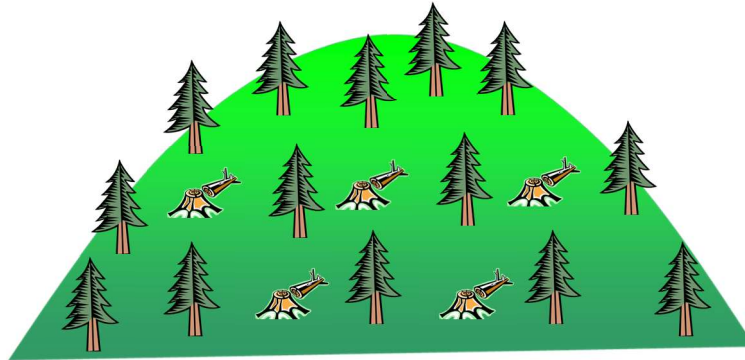


【択伐の具体的な方法】

択伐とは、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、かつ単木、帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で伐採を行うものです。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、原則として伐採率を30%以下（林道や作業道を含む）（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下（林道や作業道を含む））とし、適切な更新を図ります。

【択伐イメージ図】



なお、主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和元年5月28日付け県材第411号）を考慮しながら、森林の有する公益的機能の発揮と木材生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

加えて、集材に当たっても、林地の保全等を図るため、上記と同様な内容を踏まえ、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせるなど現地に即した方法により行うこととします。

また、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持増進及び溪流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のための必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

【漸伐の具体的な方法】

漸伐とは、伐採区域内の主伐を数回に分けて行うもので、林内でできるだけ同じように後継樹を育て、成熟木を伐り終わるとほぼ同齢の幼齢林がないように努める作業をいいます。

この方法は、上木によって稚樹が保護されるため、裸地を生じることがなく、気象害の危険性が低いという利点があります。

しかし、漸伐は森林の天然力を活用するため、更新木の生長に合わせ、予備伐、下種伐、後伐という伐採を数回に分けて行わなければならない、皆伐と比べ採算性が劣ることや、更新期（予備伐を始めて後伐が終了するまでの期間）に上木が風倒する危険性があるという欠点があります。

以下に、漸伐で行われる一連の伐採の種類を示します。

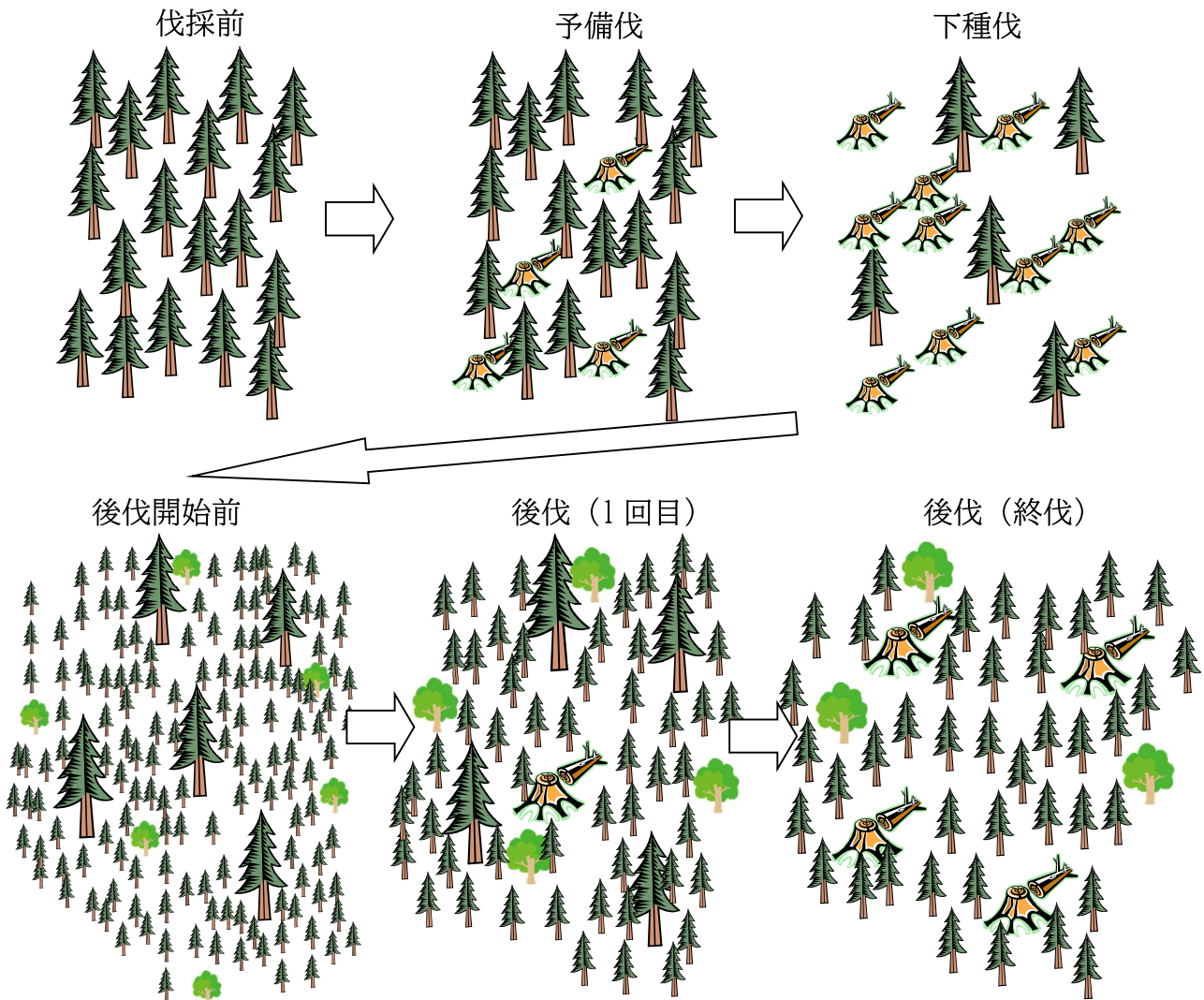
| | |
|-----|---------------------------------|
| 予備伐 | 種子の結実を促し、稚樹の発生、生育に適した状態を作る弱度の伐採 |
| 下種伐 | 種子の豊作年に実施し、一斉に稚樹の生育を促す強度の伐採 |
| 後伐 | 稚樹の生育に応じて上木を徐々に何回かに分けて伐採する弱度の伐採 |

漸伐は、伐採方式によって傘伐と面伐に区分されます。

まず、傘伐とは、親木（母樹）を残して比較的広い面積の伐区を設けて伐採を行う方式です。

伐採が広い面積にわたって一様に行われ、伐採後は、親木から落下した種子が親木の傘の周囲で稚樹として成長するため、更新が一様であり後継林分は単層林型になります。

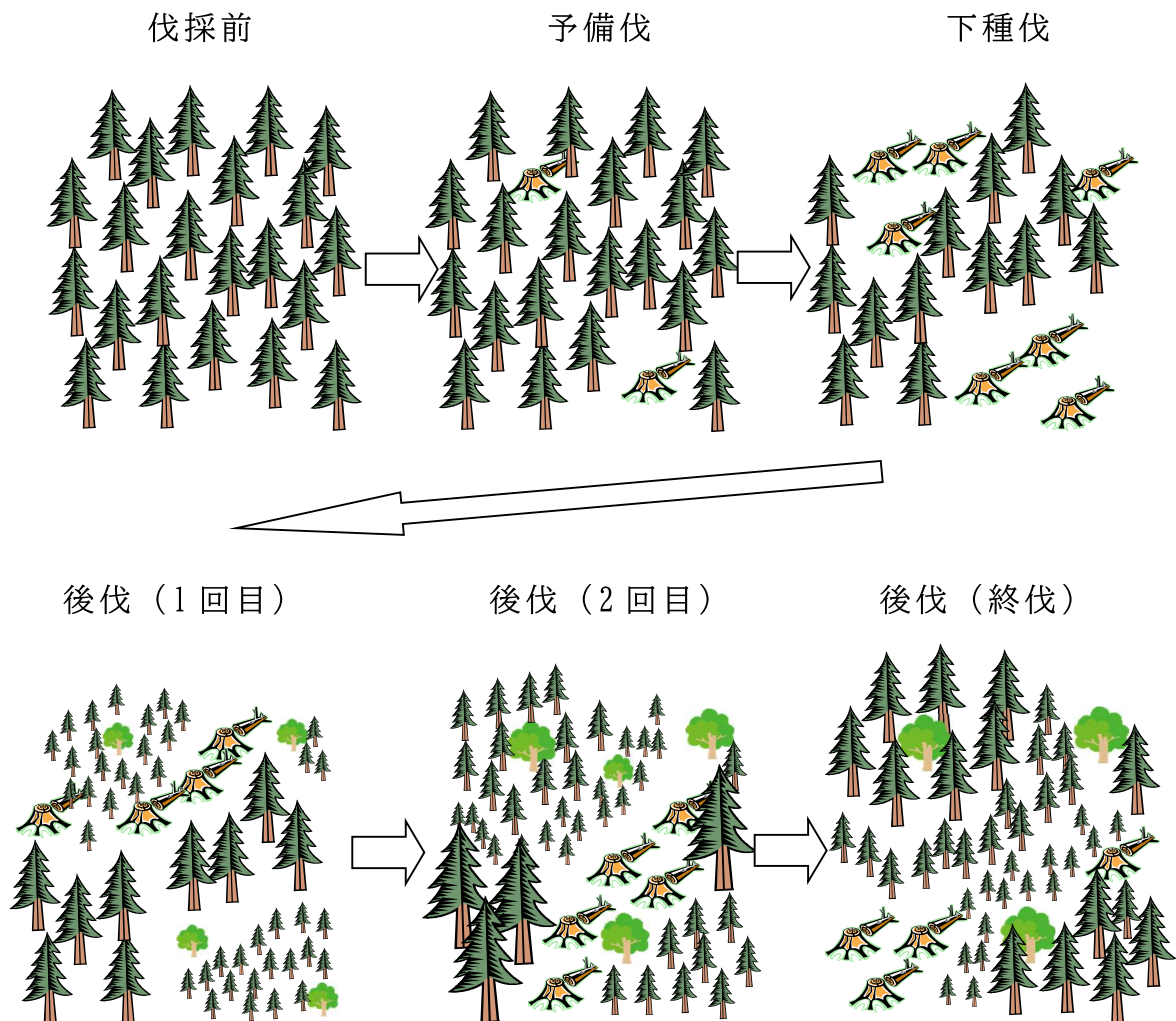
【漸伐イメージ（傘伐）】



一方、画伐とは、林内の各所に小面積の伐区（群状更新面）を設けて伐採を行い、稚樹が発生するにしたがって群状更新面を徐々に広げて全体の更新を行う方式です。

画伐は、伐区を逐次外縁に向かって拡大していくという特徴があり、林内の各所で予備伐、下種伐、後伐の各段階の伐採が並行的に行われるため、更新が一様に行われず、後継林分は初期の段階では単層林型にはなりません。

【漸伐イメージ（画伐）】



なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～オに留意することとします。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案します。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。